

○わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)について
平成24年度における税制改正により、地方税法に定められた特例措置について、地方自治体が一定の範囲内においてその内容を条例で定めることができる仕組み。

袖ヶ浦市税条例附則第10条の2(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

条例附則 第10条の2	地方税法附則	特例名	対象資産	資産の例等	取得等期間	参酌	範囲	条例 割合	軽減 期間	都計	備考(様式)
第1項	第15条第2項第1号	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 (既存の施設又は設備に代えて設置するものを除く)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	1/2	1/3 ～ 2/3	1/2	なし	—	特例資産申告書
第2項	第15条第2項第5号		公共下水道の除害施設 (既存の施設又は設備に代えて設置するものを除く)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	4/5	7/10 ～ 9/10	4/5	なし	—	
第3項	第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	特定太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの (認定発電設備であるものを除く)	R6.4.1 ～ R8.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	3	—	
第4項	第15条第25項第1号ロ		特定風力発電設備 (出力20kW以上)	認定発電設備であるものに限る	R6.4.1 ～ R8.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	3	—	
第5項	第15条第25項第1号ハ		特定地熱発電設備 (出力1,000kW未満)		R6.4.1 ～ R8.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	3	—	
第6項	第15条第25項第1号ニ		特定バイオマス発電設備 (出力10,000kW以上20,000kW未満)		R6.4.1 ～ R8.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	3	—	
第7項	第15条第25項第2号		特定バイオマス発電設備 (出力10,000kW以上20,000kW未満かつ一般木質・農産物残さ区分に該当)		R6.4.1 ～ R8.3.31	6/7	11/14 ～ 13/14	6/7	3	—	
第8項	第15条第25項第3号イ		特定太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの (認定発電設備であるものを除く)	R6.4.1 ～ R8.3.31	3/4	7/12 ～ 11/12	3/4	3	—	
第9項	第15条第25項第3号ロ		特定風力発電設備 (出力20kW未満)	認定発電設備であるものに限る	R6.4.1 ～ R8.3.31	3/4	7/12 ～ 11/12	3/4	3	—	
第10項	第15条第25項第3号ハ		特定水力発電設備 (出力5,000kW以上)		R6.4.1 ～ R8.3.31	3/4	7/12 ～ 11/12	3/4	3	—	
第11項	第15条第25項第4号イ		特定水力発電設備 (出力5,000kW未満)		R6.4.1 ～ R8.3.31	1/2	1/3 ～ 2/3	1/2	3	—	
第12項	第15条第25項第4号ロ		特定地熱発電設備 (出力1,000kW以上)		R6.4.1 ～ R8.3.31	1/2	1/3 ～ 2/3	1/2	3	—	
第13項	第15条第25項第4号ハ		特定バイオマス発電設備 (出力10,000kW未満)		R6.4.1 ～ R8.3.31	1/2	1/3 ～ 2/3	1/2	3	—	
第14項	第15条第28項	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備	防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機	H29.4.1 ～ R8.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	5	—	
第15項	第15条第32項	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地に係る課税標準の特例措置	市民緑地の用に供する土地	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理するもの	H29.6.15 ～ R9.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	3	○	
第16項	第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る減額措置	サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律の登録を受けたもの	H27.4.1 ～ R9.3.31	2/3	1/2 ～ 5/6	2/3	5	—	
第17項	第15条の9の3第1項	特定マンションに係る減額措置	新築された日から20年以上を経過したマンション	大規模な修繕工事等が行われたもの	R5.4.1 ～ R9.3.31	1/3	1/6 ～ 1/2	1/3	1	—	特定マンションに係る固定資産税減額規定の適用申告書